

第21期 第5回 佐賀県内水面漁場管理委員会

日 時 令和3年12月13日（月） 10:30から

場 所 佐賀県庁新館10階農林水産部内会議室（中央南）
（佐賀市城内1丁目1番59号）

次 第

1 開 会

2 議 事

（1）令和3年度うなぎ稚魚漁業許可方針（案）について（諮問）

（2）令和3年度やなによる採捕許可方針（案）について（諮問）

（2）その他

3 閉 会

出席者名簿

佐賀県内水面漁場管理委員会

委員	有吉	敏和	様
委員	坂本	兼吾	様
委員	中村	さやか	様
委員	藤村	美穂	様
委員	青木	正敏	様
委員	草野	剛	様
委員	今川	一洋	様

海区漁業調整委員会事務局

事務局長 江口 泰蔵

佐賀県農林水産部水産課漁業調整担当

係長 寺田 雅彦
主任主査 永江 康生

水産第3371号
令和3年12月1日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会長 有吉 敏和 様

佐賀県知事 山口 祥義



令和3年度うなぎ稚魚漁業許可方針（案）について（諮問）

佐賀県漁業調整規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業に関し、同規則第11条第1項及び第13条第1項の規定に基づき別添許可方針（案）のとおり定めることについて、同規則第11条第3項及び第13条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

佐賀県うなぎ稚魚漁業許可方針（案）

第1 制限措置

（1）漁業種類

うなぎ稚魚漁業

（内水面において、うなぎ稚魚（全長13cm以下のうなぎをいう。）の採捕を目的とするもの）

（2）漁業者の数

2名以内

（3）操業区域

①筑後川本流久留米市小森野堰から下流坂口堰までの区域

②筑後川を除く県内一円の河川

（4）漁業時期

令和4年2月1日から4月30日まで

（5）漁業を営む者の資格

①農林水産大臣のうなぎ養殖業許可証を有する佐賀県の養鰻業者

②令和3年4月30日現在で当該許可を受けていた者

③佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者

④適切な資源管理を実践できる者

⑤漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可した日から令和4年4月30日まで

第3 申請すべき期間

公示した日から令和4年1月21日まで

第4 条件

（1）採捕に従事する者は、採捕証票を携帯し、県が交付する許可腕章を着用しなければならない。（腕章の色：白色地に黒文字）

（2）許可を受けた者は、筑後川とそれ以外の県内河川に分けて採捕従事者を特定しなければならない。

（3）たも網（すくい網）以外で採捕してはならない。

（4）船を使用して採捕してはならない。

（5）採捕に使用する集魚灯の光力は、500ワット以内でなければならない。

（6）松浦川では、2月1日から2月末日までの間は採捕してはならない。

（7）漁業権漁場で採捕するときは、当該漁業権者の同意を得なければならない。

（8）採捕したうなぎ稚魚を他者に譲渡し、または、販売してはならない。

- (9) 知事が、県内のうなぎ養殖業者の池入れ数量が、県下の養殖場の池入れ割当量である 18.7k g に達するおそれがあるとして、シラスウナギの採捕の停止を命じた場合には、当該命令に従わなければならない。
- (10) 国内全ての養殖場のニホンウナギの池入数量が、その上限に達した場合に水産庁から発出されるシラスウナギの採捕停止指示に従わなければならない。
- (11) 許可を受けた者は、次の旬の末日までに、当該旬における採捕数量及び池入れ数量を県に報告しなければならない。なお、県から指示があった場合は、養殖実績及び種苗供給実績等に係る資料を提出しなければならない。

第5 この許可方針は、令和3年12月 日から施行する。

○ 佐賀県漁業調整規則（抜粋）

令和2年11月27日

佐賀県規則第63号

（令和2年12月1日施行）

（知事による漁業の許可）

第4条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第1号、第4号、第10号、第13号、第16号、第17号及び第18号に掲げる漁業にあつては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

(1) あわび漁業 海面においてあわびをとることを目的とする漁業

(2) うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいう。）をとることを目的とする漁業

(3) おちのり網漁業 佐賀県有明海区（以下「有明海」という。）において固定網具によりおちのりをとることを目的とする漁業

(4) なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業のうちなまこけた網漁業を除く。）

(5) あんこう網漁業 海面においてあんこう網により行う漁業

(6) 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網により行う漁業

(7) げんしき網漁業 海面においてげんしき網により行う漁業

(8) 小型まき網漁業 海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業

(9) ごち網漁業 海面においてごち網により行う漁業

(10) 固定式刺網漁業 海面において固定式刺網により行う漁業

(11) 刺網漁業 海面において刺網により行う漁業（前号に掲げる固定式刺網漁業及び第7号に掲げるげんしき網漁業を除く。）

(12) しいらづけ漁業 海面においてしいらづけにより行う漁業

(13) しき網漁業 海面においてしき網により行う漁業

(14) すくい網漁業 海面においてすくい網（火光を利用するものに限る。）により行う漁業

(15) 地こぎ網漁業 海面において地こぎ網により行う漁業

(16) かご漁業 海面においてかごにより行う漁業

(17) たこつぼ漁業 海面においてたこつぼにより行う漁業

(18) 小型定置網漁業 海面において小型定置網（建網、柵網及び落網を使用するものに限る。）により行う漁業

(19) 潜水器漁業 海面において潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業

(20) 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業

（許可又は起業の認可についての適格性）

第10条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

(2) 暴力団員等であること。

(3) 法人であつて、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。

(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

(5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

(新規の許可又は起業の認可)

第11条 知事は、許可（第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
- (3) 推進機関の馬力数
- (4) 操業区域
- (5) 漁業時期
- (6) 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

(許可等の条件)

第13条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(許可の有効期間)

第15条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項（第1号を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

(1) 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業並びに第4条第1項第1号及び第3号から第20号までに掲げる漁業 5年

(2) 第4条第1項第2号に掲げる漁業 1年

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(内水面漁場管理委員会)

第56条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

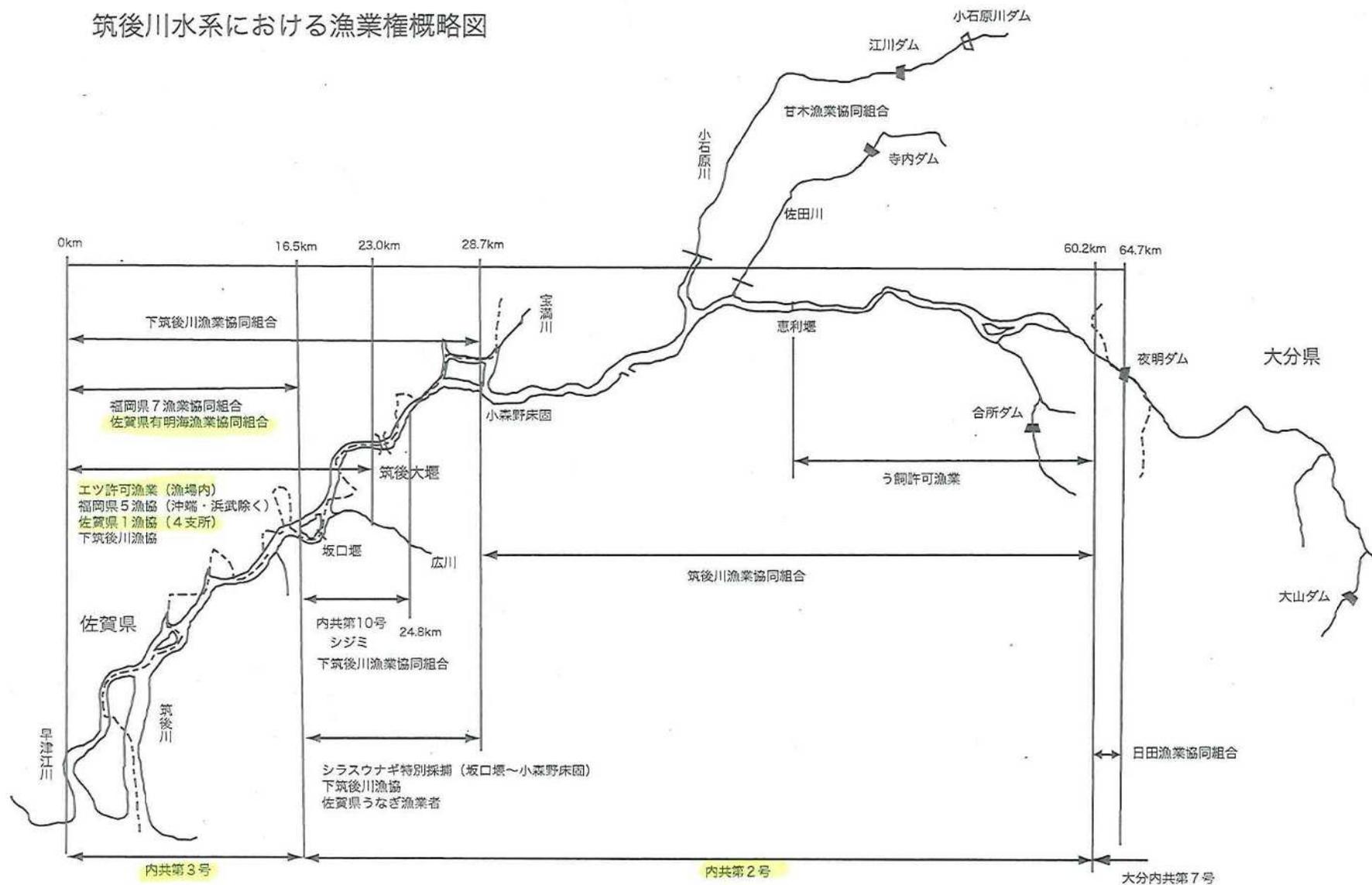
2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

佐賀県内におけるシラスウナギ特別採捕の許可及び採捕実績 (R2年度からはうなぎ稚魚漁業許可)

年	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
区 分	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外
許可期間	1/25～4/25	2/1～4/30	1/25～4/25	2/1～4/30	1/15～4/10	2/1～4/30	1/20～4/10	2/1～4/30	1/22～4/10	2/1～4/30	1/22～4/10	2/1～4/30	2/1～4/20	2/1～4/30
許可件数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
採捕従事者数(人)	14	6	14	6	14	6	14	6	14	6	14	6	14	6
許可数量(kg)	25	25	25	25	20	25	20	25	20	25	20	25	19	25
採捕実績(kg)	1.2	2.79	11.95	9.95	1.26	2.57	1.42	2.44	1.20	2.26	0.65	1.11	8.00	10.20
採捕実績合計(kg)	3.99		21.90		3.83		3.86		3.46		1.76		18.20	

年	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		R元年度		R2年度	
区 分	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外
許可期間	2/1～4/20	2/1～4/30	2/1～4/20	2/1～4/30	2/1～4/20	2/1～4/30	2/1～4/20	2/1～4/30	2/1～4/30	2/1～4/30	2/1～4/30	2/1～4/30	2/1～4/30	2/1～4/30
許可件数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
採捕従事者数(人)	14	6	14	6	14	6	14	6	14	6	14	6	14	6
許可数量(kg)	18.4		18.7											
採捕実績(kg)	6.90	6.49	4.40	3.64	4.40	3.47	0.40	0.97	0.90	0.56	4.50	3.26	3.40	2.75
採捕実績合計(kg)	13.39		8.04		7.87		1.37		1.46		7.76		6.15	

筑後川水系における漁業権概略図



※ 内共：内水面共同漁業権

水産第3348号
令和3年12月1日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会長 有吉 敏和 様

佐賀県知事 山口 祥義



令和3年度やなによる採捕許可方針（案）について（諮問）

やなによる採捕につきましては、令和3年4月20日で許可の有効期間が満了しています。

ついては、やなによる採捕許可方針について別添許可方針（案）のとおり許可期間を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第33条第5項及び同条第13項で準用する同規則第13条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

令和3年度やなによる採捕許可方針（案）

1 採捕の種類

やなによる水産動植物の採捕

2 許可の対象

① 令和3年4月1日現在に、やなによる採捕の許可を受けていた者とし、それ以外の者への許可は、原則として認めない。

ただし、次の場合はこの限りでない。

ア 内水面漁場管理委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合

イ 相続による承継の場合（ただし、2親等以内とする。）

② 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者

③ 適切な資源管理を実践できる者

3 採捕の区域

採捕の区域は、令和3年4月1日時点のやなによる採捕の区域とし、拡張は原則として認めない。

4 採捕の期間

唐津市 潟川 令和4年2月10日から同年4月15日まで

唐津市 半田川 令和4年2月10日から同年4月20日まで

5 許可の有効期間

唐津市 潟川 令和4年2月10日から同年4月15日まで

唐津市 半田川 令和4年2月10日から同年4月20日まで

6 条件

(1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。

(2) 採捕を行うときは、許可証を携帯するとともに腕章を着用しなければならない。

(3) 設置する漁具は2統以内とする。

(4) 漁具の設置にあたっては、川の流幅の5分の1以上を水産動物の通路として開けなければならない。

(5) シロウオ以外の魚種を採捕してはならない。

(6) 漁期終了後は、直ちに漁具を撤去し、原形に復さなければならない。

(7) 漁業調整上支障があるときには、採捕の停止を命じ、又は、許可の取り消しをすることがある。

7 採捕実績の報告

採捕実績は、採捕期間終了後、速やかに報告しなければならない。

報告がない場合又は実績がない場合は、当該許可を取り消すことがある。

8 この許可方針は、令和3年12月 日 から施行する。

○ 佐賀県漁業調整規則（抜粋）

令和2年11月27日
佐賀県規則第63号
(令和2年12月1日施行)

(内水面における水産動植物の採捕の許可)

第33条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) やな
- (2) 魚ぜき
- (3) 建網（建切網、建干網及び張切網を含む。）
- (4) 流刺網
- (5) 張網（ふくろ網を含む。）
- (6) よせ網（地びき網を含む。）
- (7) すっぽん笠
- (8) 鉾（すっぽんをとることを目的とするものに限る。）
- (9) 投網（船舶を使用する場合に限る。）
- (10) う使（う飼）

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 第4条第1項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合
- (2) 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
- (3) 法第170条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合

3 第1項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 採捕の種類
- (3) 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類
- (4) 漁具の数及び規模
- (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (7) その他参考となるべき事項

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が第10条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者である場合
- (2) 漁業調整のため必要があると認める場合

5 採捕の許可の有効期間は、3年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。

6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第13項において準用する第23条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第120条第1項の規定による指示若しくは同条第11項の規定による命令により第1項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

- 9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
- (1) 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - (3) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号
 - (4) 許可の有効期間
 - (5) 条件
 - (6) その他参考となるべき事項
- 10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。
- 11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中であることを証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。
- 12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。
- 13 第8条第2項、第9条第2項及び第3項、第13条、第20条第3項、第22条、第23条並びに第26条から第30条までの規定は、採捕の許可について準用する。

(許可等の条件)

第13条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

- 2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。
- 3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(内水面漁場管理委員会)

第56条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

やなによる採捕許可に基づくシロウオの採捕実績

漁期 年度	採捕者	採捕 日数	採捕量 (合)	金額 (円)	用途・販売先
H29	A氏	27	62	31,000	市場、自家販売
	B氏	20	32	27,000	市場
	計	47	94	58,000	
H30	A氏	49	256	128,000	自家販売
R元	A氏	56	260	130,000	市場、自家販売
R2	A氏	46	245	122,500	自家販売

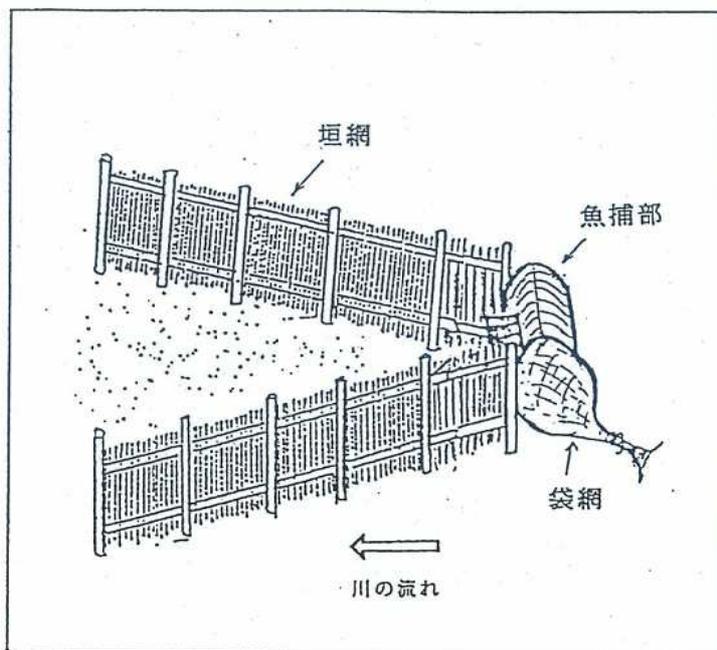
* 1合は、シロウオ100g相当量

県名： 佐賀県

漁具・漁法の名称： シロウオヤな

漁具の構造： 垣網：高さ50cm位の竹箆で作られ、垣網を支えるため、杭が打たれている。

魚捕部：円筒状の金網製で、円筒状の一方の先に袋網が付いている。



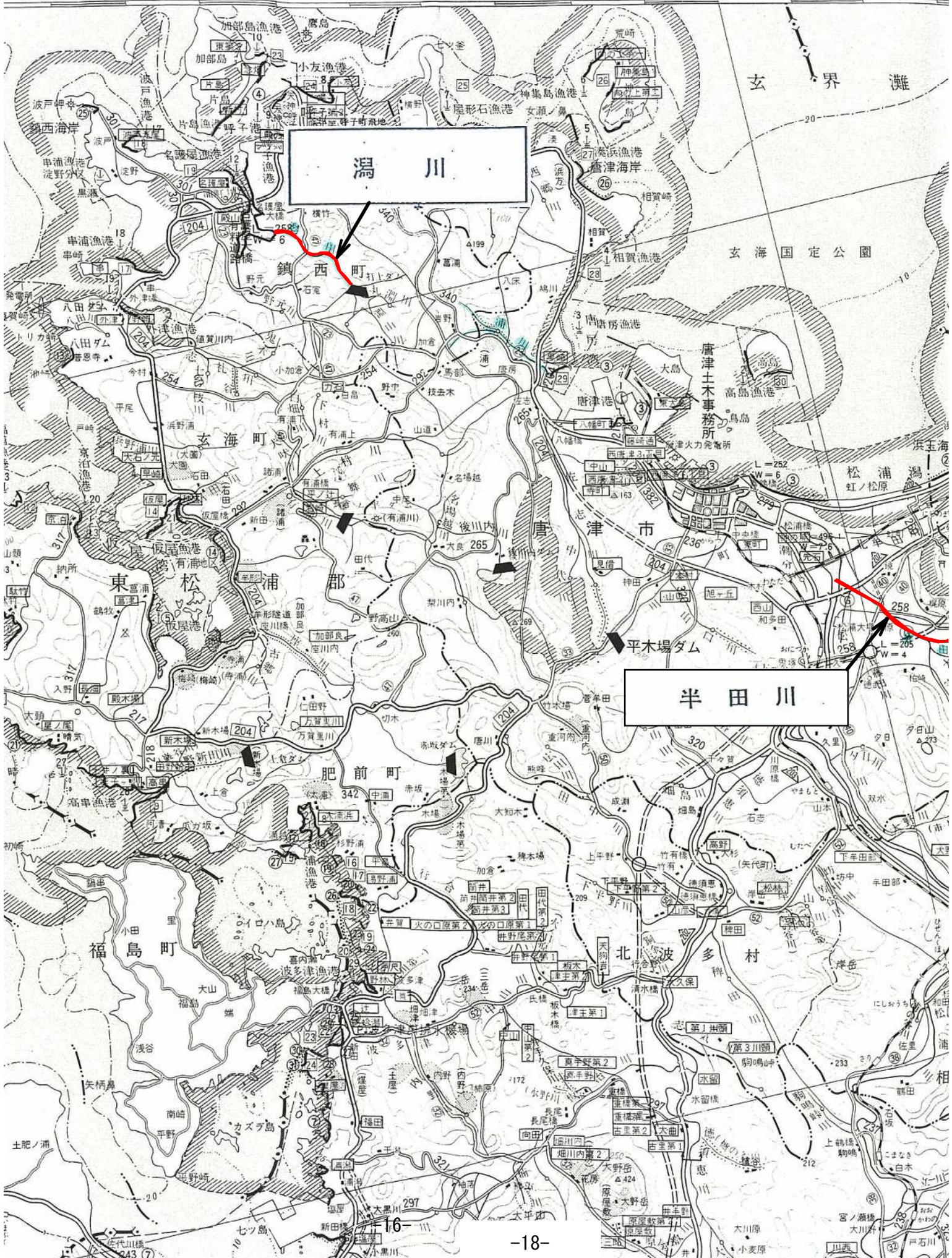
漁法： 河口付近で、下流に向かって敷設し、満潮時に産卵のために遡上するシロウオを漁獲する。

漁期： 2月～4月

対象魚： シロウオ

主な河川又は湖沼： 玉島川、有浦川、半田川、蒲川、瀧川

地方名称及び由来： シロウオヤな



内水面採捕一許可状況 (R3. 12. 1 現在)

採捕の種類 (第 33 条)	期 間	許可方針 (施行年月日)	許可数 (定数)	委員会 審議月
(1) やな	1 年 R3. 2. 10～ R3. 4. 20	○ R3. 1. 21	1 名	12 月
(2) 魚ぜき			—	—
(3) 建網 (建切網、建 干網及び張切網を含む。)	3 年 R2. 2. 1～ R5. 1. 31	○ 元. 12. 10	1 名	12 月 (3 年毎)
(4) 流刺網	1 年 R3. 5. 1～ R3. 7. 20	○ R3. 3. 30	98 名 (137)	3 月
(5) 張網 (ふくろ網を 含む。)	1 年 R3. 9. 25～ R3. 12. 30	○ R3. 8. 5	2 名	7 月
(6) よせ網 (地びき網 を含む。)	3 年 R2. 10. 1～ R5. 4. 15	○ R2. 8. 7	3 名 (15)	7 月 (3 年毎)
(7) すっぽん笠	3 年 H29. 4. 1～ R2. 3. 31	○ 29. 3. 10	—	3 月 (3 年毎)
(8) 銚 (すっぽんをと ることを目的とする場合に 限る。)	3 年 H29. 4. 1～ R2. 3. 31	○ 29. 3. 10	—	3 月 (3 年毎)
(9) 投網 (船舶を使用 する場合に限る。)		○ 20. 5. 26	—	—
(10) う使 (う飼)			—	—

許可方針を定めるにあたって

諮問： 3 年より短い許可の有効期間を定めるとき (第 33 条第 5 項) は
内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

協議： 上記以外の場合